

M&A におけるのれんの償却

1140479 槇山 達哉

高知工科大学マネジメント学部

要旨

本研究は、近年、日本では M&A の件数が急速に増え、活発になっている。このことに関心を持ち、M&A について調べ始めたことから始まる。そこで見つけたのが、最近では M&A 実行後に会計処理の方法を変更することにより、財務諸表の赤字を黒字へ転向させることができるという実態である。研究を進める中で、のれんの償却および非償却に関する議論を見つけ、今回の研究ではこれに関する自分の意見を述べて研究のまとめとしたい。

M&A (mergers and acquisitions) とは合併と買収を意味する事であり、「ヒト・モノ・カネ」を動いているビジネスの状態で売買することである。近年では、買収側からは「国際競争力をつけるため」「国内市場競争力強化のため」「破綻企業再生のため」の三つ、譲渡側からは「後継者問題」および「事業の将来性の不安」の二つの理由として件数が増加している。

のれんとは、企業の買収・合併時の、「買収された企業の時価評価純資産」と「買収価額」との差額のことであり、企業が積み上げてきたブランド力、販売力、研究開発能力などの見えない価値・超過収益力である。こののれんの償却は、国際基準か日本の基準かの違いによって方法が異なる。

償却とは、資産の取得原価を、その価値低下に応じそれだけ引き下げるとともに、その分を費用として資産を使用した会計期間に割り振る手続きのことである。日本基準では、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定期的に償却することとされている。一方、国際基準では、のれんの償却は許容又は要求されておらず、価値がなくなった場合に減損という方法で処理することになっている。このことから基準の違いで、利益の額に大きな差が生まれている。次に、どのような考え方によって、償却するか否かを決めているのか説明していく。日本の基準では、のれんの価値は減らないという諸外国の見解に対して、超過収益力が永続することはありません、「費用収益対応の原則」に忠実に従って、超過収益力が 20 年に渡って獲得できるのなら、買収コストの一部であるのれん代も 20 年に渡り償却し、超過収益力と買収コストを同一会計年度で対応させるべきだという立場を採っている。一方で、国際的には、償却期間に合理的な根拠がない、のれん価値は減らず、価値がなくなれば減損処理をすればよいからであるという立場をとっている。

国際基準ではのれんの価値を認めて資産計上、日本の考え方は収益費用対応の原則によって結果的に資産計上と、その考え方のプロセスは異なっていますが、結論は同じだ。しかし、企業が公表する財務諸表は、企業の財政状態や経営成績、リスクを適切に表現することに

より、企業の利害関係者(ステークホルダー)に対して、意思決定を行ううえで必要かつ有益な情報を提供することである。のれんを償却するのもしないもの、容認されているもので法的には問題ないが、どちらの基準でも良いというのは、そこに恣意的な不公平が生じることとなる。特にのれんが与える影響は一つの備品の償却を行うのとは規模が違う。その影響の大きさを考えれば、いち早く基準を統一すべきであると考えられる。

現在の会計基準についての現状を考えると、日本における会計基準は近い将来、国際会計基準を適用させていく流れではある。そうした中で、のれんは償却を行わず、減損のみで処理していく IFRS の方法が採用される可能性が高い。しかし、のれんには資産的担保としての能力がない。また、のれんの評価方法には、統一的な方法はなく適正な価額を確定することは困難である。つまり、社会的・客観的な合意を獲得することが出来る価額を決定するのは難しい。たしかに、当事者が交渉して合意した価額が存在するが、主観的な要素を含んでいる。以上のことから、のれんをいつまでも資産として計上し、必要に応じて減損するという IFRS の処理方法は、評価方法を確立できていない現状では、時期尚早だと私は結論づけたい。そういう意味で、日本の処理方法は妥当だと考える。

目次

はじめに

第1章 M&A の概要と現状

1.1 M&A の成立と歴史

1.2 M&A の概要

1.2.1 M&A を実行する動機・理由

1.2.2 M&A のタイプ・手法

1.3 近年の M&A の実態

第2章 IFRS(国際会計基準)と日本の会計基準

2.1 IFRS の成立と歴史

2.2 IFRS の必要性

2.3 IFRS の特徴

2.4 IFRS の日本への導入

2.4.1 日本でも IFRS が導入される理由

2.4.2 現在の日本への導入状況

2.5 日本の会計基準の特徴

第3章 のれんの償却と非償却

3.1 のれんの概要

3.2 のれんの発生原因

3.3 償却について

3.3.1 日本の会計基準におけるのれんの償却

3.3.2 IFRS におけるのれんの非償却

第4章 財務諸表の役割

おわりに

はじめに

現在、ライブドアによるニッポン放送の買収劇やすき家を展開するゼンショーホールディングスのスーパー買収など日本ではM&Aの件数は急速に増え、活発になっている。このことに関心を持ち、M&Aについて調べ始めたことから始まる。そこで見つけたのが、最近ではM&A実行後に会計基準の変更することにより、財務諸表の赤字を黒字へ転向させることができるという実態である。例えば、ソフトバンクと楽天は会計基準の変更で営業利益が10%近くそれぞれ増加する。このようなことがあっても良いのだろうかと疑問に感じ、これについて考察する。

1999年以降、日本におけるM&Aが急増している。1990年代には500件程度で推移していたM&A件数は、2000年以降大幅に増加し、2004年には2,211件と10年前に比べて約4倍に増加した。戦前の日本では、M&Aが、企業の成長戦略としても、また事業再組織化の手段として積極的に利用された。第2次企業勃興直後の20世紀初頭には紡績業、製糖、電力などを中心に合併が進展し、昭和恐慌後の1930年代には製鉄業や製紙業で大型合併が実現した。ところが、第2次大戦後は、1950年代の財閥解体によって分社化された旧財閥系企業による再結集や、1960年代の資本および貿易の自由化を背景とした海外企業による買収の対応策として、同業種企業同士のM&Aが行われたことを例外とすれば、M&Aが活発化するという事象は見られなかった。しかし、1980年代後半に入ると、M&Aは国内企業の海外企業による買収を中心として、また、1998年からは国内企業間および海外企業による国内企業による買収を中心として、M&Aが大きく増加することとなった。

本研究の目的は、M&Aを実行していくことは企業にとって競争社会を生き残っていく中で一つの有効な手段であることに着目し、国際会計基準が適用されることも考慮しつつ、M&Aの現状及び問題点を整理する。研究を進める中でのれんの償却に関する議論を見つけ、今回の研究ではこれに関する自分の意見を述べて研究のまとめとした。

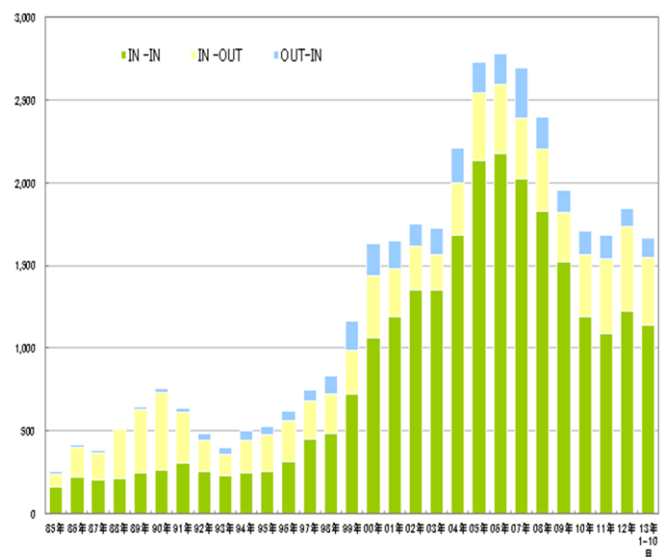
研究方法は、はじめにM&A増加の背景を追っていく。次にM&Aがどのようなものであるか調べていき、国際会計基準の適用でどのような変化があるのか見ていく。そして、そこで発生するのれんの会計処理の違いとそこに存在する議論に対して自分の考えをまとめていく。

第1章 M&Aの概要と現状

1.1 M&Aの成立と歴史

今では、日本においても一般的なと言えMerger(合併)and

Acquisition(買収)は、1890年代から1905年頃、米国にて、鉄鋼、石油などの基幹産業で、シェア拡大を狙った同業の買収(水平統合型M&A)が相次いだ。これが第一次M&Aブームとされ、その後、1920年代に第二次ブームが到来し、生産効率や企業体質の強化を狙ったM&A(垂直統合型)が盛んになった。第三次ブームは、1960年代に米国企業が積極的な海外進出を実施、異業種を組み入れての多角化を目的としたM&A(コングロマリット型)が実施された。1980年代に入ると、肥大化した企業が、不採算部門を売却し、より高度成長が望める分野へ進出するためのM&A(サバイバル型、リストラチャリング型など)が増加し、この頃に敵対的買収やLBOと言われる買収資金借入の担保に買収先企業の資産を利用するM&Aが、注目され、この頃が第四次M&Aブームとされている。そして、第五次ブームは1990年代前半から現在に至る。グローバル化が進み、国境をまたぐクロスボーダーの案件が増えたのが特徴で、金融機関のM&A、通信・ハイテク分野のM&Aが盛んに実施され、規模はますます膨らんでいる。日本では、1980年代後半、バブル景気を背景として、日本企業が外国企業を買収する動きが加速したが、平成不況後は、外国企業による日本企業による買収が相次いだ。しかしながら、1990年代前半までは、M&Aの案件数も多くて年間800件程度であったと言われている。1990年代後半になると、「持ち株会社制度」の解禁、「株式交換制度」や「会社分割制度」の創設といったM&Aを実施しやすくする制度が整備されたことから、M&A案件は増加に転じ、2000年代前半には、年間1700件前後に増加、05年、06年には2700件台にまで増加した。次の図は、近年のM&A件数の推移を表したものである。



出典: マールオンライン[<http://www.recofdata.co.jp/mainfo/graph/>]

2007年のM&A件数は若干減少し2600件台となったようだが、2007年の後半に行われた、日本経済新聞社がまとめた「社長100人アンケート」では、M&Aに対して、88%が「前向き・積極的に検討」と答え、9割超が経営課題に「競争力向上・シェア拡大」をあげ、M&Aも駆使して規模拡大やシェア上位を目指す姿勢が鮮明になってきていること

みても、もはや、M&A は金融業や通信業、サービス業にとどまらず、製造業や卸・小売関連業界にも広がり、中小企業にまでも広がってきているようである。

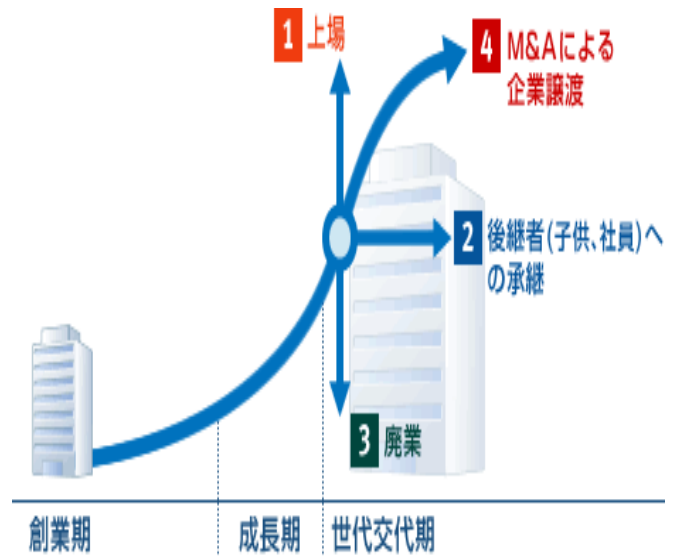
1.2 M&A の概要

M&A (merger and acquisition) とは、会社の合併 (merger) と株の買い占め (acquisition) を組み合わせた用語である。企業の買収合併は年々増加傾向にありその目的は様々であるが、スーパーマーケットやコンビニエンスストアといった小売大手、食品、銀行、情報通信、アパレル、製紙などで大型の事業再編 M&A が盛んに行われている。日本で M&A が増加してきた背景には、バブル崩壊後において戦略的な事業展開を意識する企業が増えてきたことと、不良債権処理や経済のグローバル化の影響などがある。

日本では昭和 30 年代、40 年代に創業した多くの中小企業の創業経営者が後継者難に直面しており、この問題の解決策として活用されることや、また機動的経営戦略の手段として積極的に活用するなど、中堅・中小企業の M&A も年々増加している。M&A という一昔前は「乗っ取り」や「身売り」といった消極的なイメージがあったが、今後は重要な経営戦略の一つとして様々な業種業態の経営者の方々より広く活用されてくるものと思われる。

1.2.1 M&A を実行する動機・理由

日本の企業の M&A の動機として多いのは「国際競争力をつけるため」「国内市場競争力強化のため」「破綻企業再生のため」の三つとされる。日本の中小企業の M&A の譲渡側の動機として多いのは「後継者問題」および「事業の将来性の不安」の二つとされる。また主な目的は国内・国外における競争力の強化や国外進出を容易にするためなど国際的なマーケット拡大に伴う生存競争と事業拡大のために用いられ、規模も拡大傾向にある。国内では新規事業や市場への参入、新たな商圈に進出する際の時間短縮や不必要となった会社や事業部門を売却したり、他社を買収することで自社の主力事業を強化したりする企業グループの再編、事業統合、経営が不振な企業の救済や中小企業の後継者問題などで特に M&A が用いられている。



出典: 日本 M&A センター

[<http://www.nihon-ma.co.jp/service/successor/succession.html>]

また、シナジー効果を得ることも目的のひとつである。シナジー効果とは、ビジネス同士が統合されたときにそれらが従来持っていた以上の価値が生み出されることである。よくあるシナジーのひとつは、相互補完の効果。例えば、営業エリアが全く異なる 2 社が統合して、以前より広い地域をカバーできるようになった場合。もう一つのシナジーは、重複コスト削減。例えば、営業エリアが似ている 2 社が統合した場合、同じ地域をカバーするために必要な営業経費を削減することができるといったものである。

1.2.2 M&A のタイプ・手法

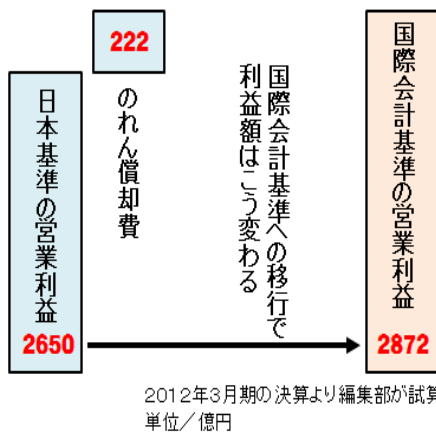
タイプとしては動機で挙げられたように買収側からは「国際競争力をつけるため」「国内市場競争力強化のため」「破綻企業再生のため」の三つとされ、譲渡側からは「後継者問題」および「事業の将来性の不安」の二つとされる。アプローチの仕方として、対象企業の経営者が賛同しているかどうかによって、友好的なものと敵対的なものとに分かれる。会社法には、両当事会社が互いに手続を踏みながら進める友好的な手段として、事業譲渡、合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式公開買付などが定められている。一方、証券市場で株式を買い占める行為は、対象企業の同意を必要としないことから、友好的 M&A のみならず、敵対的 M&A の手段としても用いられる。

1.3 近年の M&A の実態

はじめにの部分でも記述したが、今回の研究で最も焦点をあて考察したいと思うのが、この近年の M&A の実態とそこに生じる疑問である。近年、M&A を行った企業、特に大手企業においては、M&A 実行後 IFRS (国際会計基準) を適用する企業が増加してきている。その原因は、のれんの償却処理が IFRS と日本の会計基準では異なるためである。のれんについてとのれんの償却処理の詳しい違いについては第 3 章で記述したいと思う。簡潔に言うと、IFRS では日本とは異なり、のれ

んの償却を禁止している。つまり費用化する必要がない。先に実際どのようなことが行われているか、武田薬品工業の事例をあげていく。以下は、日本基準と、のれん償却の必要のない国際会計基準のそれぞれの営業利益額を比較したものだ。

のれん償却の廃止による利益の押し上げ効果は大きい
～ 武田薬品工業の営業利益の変化～



出典:ダイヤモンドオンライン[<http://diamond.jp/articles/-/19115>]

日本基準での武田薬品工業の営業利益は 2650 億円となる。しかし、これはのれん償却費を 222 億円差し引いた額。国際会計基準では差し引く必要がなく、営業利益は 2872 億円となる。大手の製薬会社は主戦場が米国をはじめとした世界全体になる。事業を効率的かつ早急に世界で展開するためには、米国や欧州の地元の有力企業を買収・傘下に収め、事業を拡大・推進していく必要がある。企業買収に伴い、製薬各社には多額のものれんが発生して、結果として利益を減らしてしまう現状が無視できない要因となってきている。もちろん、のれんの償却を国際会計基準で行わず利益を増加させる手法をとろうとしているのは製薬業界に限らない。

企業買収(M&A)に積極的な会社ほどのれん償却廃止のメリットは大きい!

～ 主要各社の日本基準と国際会計基準の営業利益の比較～

コード	企業名	日本基準 の営業利益	のれん償却費	国際会計基準 の営業利益 (のれん償却前)	増加率
9984	ソフトバンク	675,283	62,606	737,889	9.3
4755	楽天	71,343	7,847	79,190	11.0
2503	キリンホールディングス	142,864	38,891	181,755	27.2
2802	味の素	72,584	4,503	77,087	6.2

キリンホールディングスと楽天は11年12月期
味の素とソフトバンクは12年3月期
国際会計基準億円営業利益は編集部が試算
単位/百万円

出典:ダイヤモンドオンライン[<http://diamond.jp/articles/-/19115>]

いずれも、企業買収に積極的な企業である。このうちソフトバンクと楽天は営業利益が9.3%、11%それぞれ増加する。キリンホールディングスは日本基準の営業利益額が一時的に大きく落ち込んだ影響が大きいが、営業利益は27%の大幅増となった。IFRSと日本の会計基準が選択できることにより、利益操作ができる状況にあると感じる。このことに関して、自身の意見を形成するために次章からIFRSと日本の会計基準について整理していく。

第2章 IFRS (国際会計基準)と日本の会計基準

2.1 IFRS の成立と歴史

IFRS がどのような経緯で誕生したのか。IFRS は IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) と呼ばれる国際組織によって作られた。2001年、IASC (International Accounting Standards Committee: 国際会計基準委員会) と呼ばれる組織が IASB へと変わり、IAS (International Accounting Standards: 国際会計基準) が IFRS に名称を変えて新たな会計基準を設定していった事が始まりとなる。1973年に日本を含む9カ国の職業会計士団体によって設立された IASC が IAS の作成・公表を行った。しかし民間団体であった IASC は強制力に欠け、複数の会計処理方法を認めざるを得なかった。国際的な企業間比較を行うには共通の会計処理方法を設ける必要があるが、複数の会計処理方法を認めてしまえば比較がしづらく、比較可能性に欠けていた。ある時、IOSCO (International Organization of Securities Commissions: 証券監督者国際機構) と呼ばれる組織が1980年後半から IASC を支援し始めた。IOSCO は世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際的な機関であり、証券取引のグローバル化を受けて統一的な会計基準の必要性を感じていた。そこで、複数の会計処理方法を可能な限り1つに統一する為の IAS の改訂作業と新たな会計基準作成の為の IAS の充実を IASC に行かせたのだ。その後、2000年に IOSCO は IASC への支持を表明し、各国の証券規制当局にボーダークロスに資金調達を行う企業が IAS にもとづき作成する財務諸表を認めることを勧告した。

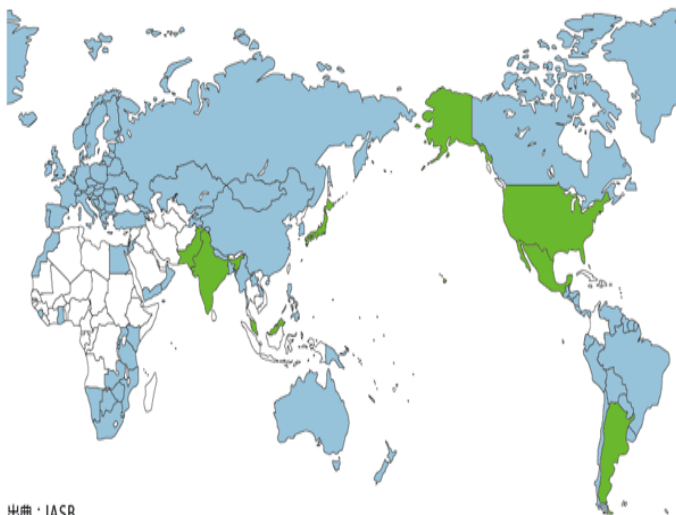
2.2 IFRS の必要性

IFRS の目的は、世界のそれぞれの国に存在する会計基準の差異をなくして、国際的な企業間比較を容易にして、その結果、国際的資本移動を可能にすることである。つまり、統一の会計基準を設け、世界中の企業を比較することである。財務諸表を利用し、意思決定を行う人たちを情報利用者と言うが、アメリカの財務会計基準審議会である FASB (Financial Accounting Standards Board: 米国財務会計基準審議会) が公表している概念書には「財務報告の目的は、投資家等が将来のキャッシュフローを予想するのに必要な情報を提供することにある」とある。

2.3 IFRS の特徴

IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議

会)と呼ばれる国際組織によって作られた IFRS は EU (European Union: 欧州連合) 域内での義務化を契機に世界に広がった。従来、会計制度は国ごとに異なるのが当然と考えられていた。しかし資本市場のグローバル化に伴い、各国で採用している会計基準では国際間比較は困難となり、現在では会計基準の国際的統一が模索されている。2005 年より、EU 域内市場での統一基準として採用された IFRS は、世界 110 カ国以上で採用されている会計基準。IFRS を全面的に採用していない国や地域でも、IFRS と自国会計基準との差異を無くすコンバージェンスプロセスや、IFRS の一部を自国会計基準に取り込むエンドースメントプロセスを進めているのが現状だ。このように、国際的な会計基準として確たる地位を占めているのが、IFRS である。次の図は、IFRS を適用している国を表しているものである。青エリアは、IFRS を強制または許容している国・緑色エリアは、IFRS と自国基準との差異の縮小に取り組んでいる、または IFRS 適用への移行途中にある国である。



出典：IASB

出典：坂本里絵[2012]『包括利益の情報価値』

IFRS の特徴は「原則主義」「時価主義」「包括利益」(日本基準も 2011 年 3 月末期から導入)「注記による情報開示量の多さ」が挙げられる。

原則主義とは、できるだけ基本的な原則を規定し、詳細な規則は定めないという方針。実務における原則主義の適用に際しては、個別の状況や事象に応じた判断が要求されることになる原則主義の基準を採用した理由には、各国の法制度が異なっても支障なく機能する、世界中で使われることを前提としている、基礎となる経済的取引および事象を適切に表示するといった点が挙げられる。時価主義とは、資産・負債を評価する際に、その時点での市場価格を用いて評価し財務諸表に反映する会計の考え方。時価主義の反対に、資産を取得原価で評価・計上する考え方を取得原価主義という。取得原価主義では取得時からの価格の変化が財務諸表に反映されず、含み損益が明示化されない。そのため財務諸表が企業の実態から乖離することもあり、また利益調整の余地を残してしまうこととなる。これに対して時価主義では含み損益もなく、財務諸表に企業の実態が反映されることとなる。包括利益と

は、従来の伝統的な損益計算書では、会社が一定期間にどのような活動でどれだけの利益を獲得したかを表すことが目的とされてきた。一方、IFRS の下で作成される包括利益計算書では、会社の株主の持分が一定期間にどのくらい変動したかを表すことが目的とされる。そのため「包括利益」は、損益計算書で計算される「当期純利益」と、「その他の包括利益」(会社が保有している資産等の時価等が変動したことによる損益)の 2 つから構成されている。注記による情報開示量の多さとは、IFRS は原則主義であるため会社は、IFRS の原則に準拠し、その会社の状況に適した会計処理をどのように採用したかを説明する必要がある。また、IFRS は基本財務諸表項目に関する定量的、定性的情報の多くの開示を要求しており、このため、「注記」による、情報開示量が多くなる。日本では、2010 年 3 月期から IFRS の「任意適用」が認められている。任意適用企業が着々と増加する中、将来の上場企業への適用が義務づけに向けた議論が進んでいる。

2.4 IFRS の日本への導入

2.4.1 日本でも IFRS が導入される理由

2005 年 1 月以降、EU は域内の上場企業に対して IFRS に準拠した連結財務諸表を義務付けた。IFRS はヨーロッパ生まれであり、EU は会計でリーダーシップをとりたいて考えていた。一番の利用者になれば主導権をとることが出来ると考え、域内での義務化を行った。統一の会計基準があれば、異なる基準で作成された財務諸表の比較がしづらという問題解決にもなると考えたのだ。EU 内での義務化をきっかけに、IFRS は 100 カ国以上で適用・容認される世界的なものになっていた。そんな中、アメリカは IFRS より自国の会計基準の方が高品質だと自負しており、IFRS を採用は積極的には行わなかった。しかし、そんなアメリカの大手エネルギー会社であったエンロン社が、巨額の粉飾決算を行い、経営破たんした。この事件により、アメリカの会計に対する信頼は大きく低下した。また、各国政府の証券監督官の集まりである IOSCO が IFRS を国際的に通用する基準として認めるとなると、アメリカ基準はアメリカにしか適用されないローカル基準になってしまう可能性がある。そうなると、日本やヨーロッパ、アジアの国々もアメリカ基準ではなく、IFRS に準拠して財務諸表を作成することになる。以上のことから、アメリカでも IFRS が認められるようになり、会計のリーダーシップをとっていたアメリカが認知しないような基準であれば国際的に通用することはないと考えていた日本でも国内基準として取り込む方向へとなっていった。

2.4.2 現在の日本への導入状況

日本における IFRS 導入の議論はここ数年、下火になっているように見える。きっかけとなったのは、2011 年 6 月の当時の自見庄三郎金融担当大臣による IFRS 強制適用の時期見直しに関する発表である。実際、東京証券取引所によると、2013 年 9 月時点における IFRS 任意適用会社は 16 社、任意適用予定の会社は 5 社に過ぎない。上場会社約 3400 社の中では、圧倒的に少数派である。2013 年 10 月でも、金融庁は IFRS 強制適用時期を明確に示していない。そもそも強制適用され

るかどうかさえ定かではないようである。IFRS 導入の検討を再び始めるのは時期尚早。強制適用に関するアナウンスが出るまで待てばよいと考える財務経理関係者が多くいても不思議ではない。

一方で、2013 年に入り、日本の IFRS 導入に向けた動きが再び加速しはじめている。金融庁 企業会計審議会が 6 月に公表した「国際会計基準への対応のあり方に関する当面の方針」を受け、IFRS 任意適用の要件緩和や「日本版 IFRS」の策定に向けた動きが本格化している。特に IFRS 任意適用の要件緩和による影響は大きいと思われる。従来は IFRS の適用が認められていなかった、非上場企業や資本金 20 億円以上の海外子会社を保有しない企業も、緩和により IFRS の任意適用が可能になる。その結果、適用可能となる企業数は 2013 年 3 月時点の 621 社から 4000 社超へと、一気に拡大する見込みである。

2.5 日本の会計基準の特徴

日本の会計基準の特徴としては「規則主義」「取得原価主義」「純利益」「費用収益対応の原則」が挙げられる。規則主義とは、どのような会計処理を行うべきかを、会計原則以外に詳細なガイダンスで具体例を含めて細かく定めている。また、例外規定の適用の可否を判断するための数値基準等があらかじめ示されている。取得原価主義とは、資産を取得する為に要した対価、つまり取得原価に基づいて資産を評価する方法を指す。取得原価は実際の取引を基礎としているので検証可能で信頼性が高い為、我が国の会計制度では取得原価基準が原則となっている。取得原価主義に基づいて算出されるのが「純利益」である。「費用収益対応の原則」とは、期間損益計算を行うに際し、ある会計期間に計上された収益に対し、それと関連する費用を同じ会計期間に計上することにより、費用と収益の差額としてその期間の利益を算定することを要求する原則のことである。

第 3 章 のれんの償却と非償却

3.1 のれんの概要

M&A を考察していくなかで疑問を抱いたのがのれんについてであり、本研究で最も重点を置いて考察したいと思うのがこの問題である。のれんは、英語では goodwill。日本語ののれんは、店の入り口に架かっている暖簾から転じ、企業の看板、企業イメージ、企業の信用などの意味がある。また、企業の買収・合併時の、「買収された企業の時価評価純資産」と「買収価額」との差額のことである。(連結会計にあっては投資価額と被投資企業時価評価純資産のうち持分相当の差額)のれんの会計上の処理方法が企業の M&A 戦略に大きな影響を与えることもある。

制度会計上、のれんの自家創設は禁じられている。買収価額が被取得企業の純資産を上回る場合、企業の無形資産の一種となる。のれんは無形固定資産科目として B/S(連結貸借対照表もしくは貸借対照表)に計上される。のれんは「取得原価と被取得企業の純資産価格の差額」として定義されているが、営業権については会計原則でも会計基準でも直接的には定義されていない。一方、企業結合会計基準注解では「営業権のうちのれんに含まれないものの具体的な例としては

営業権という権利それ自体を購入した場合があり、その場合には貸借対照表上、営業権として表示されることとなる」と規定されている。この注解から、会計上の営業権はのれんを包括する広い概念として捉えられていると考えられる。

3.2 のれんの発生原因

企業(または事業)を合併・買収する場合の取得原価は、買収される企業(または買収される事業)の資産および負債を、時価で評価することが前提となる。また資産や負債に計上されていない特許権などの法律上の権利や顧客口座などの無形資産についても、その金額が合理的に算定できる場合は、当該無形資産に配分することができないとされているので、資産がきちんと時価で評価されていれば基本的にはのれんが発生しないことになる。しかし、合併・買収などの価格決定では“ブランド”や“社員能力”などの価値を見出す場合も多く、これらはその金額が合理的に算定できないことから、一種の超過収益力としてのれんが発生することになる。顧客に良いアイデアと製品やサービスを提案し、提供し、評価を受けるという日常活動が積み上がってのれんになっていく。また、自社のイメージアップを直接の目的として行う企業トップの言動、広報活動、慈善事業などものれんを形作っていくことになる。

また、のれんの評価方法で、一般的に定着してきたのは DCF(Discounted Cash Flow)法である。DCF 法とは、企業価値算出の際に 5-10 年間の事業計画をたてフリーキャッシュフローを割引率で現在価値にして、かつそれに割引率で現在価値を加える方法である。しかし、このような方法があるものの、結局のところ、統一的な評価方法がないため、適正な価額を決定するのは難しい。当事者が交渉して合意した価格がのれんの価格といえる。公正な価格では無く、合意価格である。

3.3 償却について

資産は使用や時の経過、陳腐化などの原因によってその価値が次第に減少していく。しかし、会計年度の途中においては、これを計上する機会がなく、また資産価値の減少度合いを正確に測定することは極めて困難である。そのため、償却という方法を用いることで、毎期の損益計算および財政状態を正確に表示することを可能にしている。償却とは、資産の取得原価を、その価値低下に応じそれだけ引き下げるとともに、その分を費用として資産を使用した会計期間に割り振る手続きのことである。そして、この手続きによって会計期間に割り振った費用を償却費という。償却の対象となるのはすべての資産というわけではなく、使用や時の経過に伴い価値の減少が発生しない資産は償却の対象にはならない。償却の対象である資産は償却性資産、償却の対象ではない資産は非償却性資産と呼ばれる。

3.3.1 日本の会計基準におけるのれんの償却

日本では、取得したのれんについて、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」により、20 年以内のその効果の及ぶ期間に

わたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することとされている。また、企業会計審議会によって平成 14 年 8 月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準」に準拠して減損処理を行うこととされている。減損会計基準では、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合に、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行うこととされている。

日本がのれんの規則償却を求めている理由は、会計の大原則である「費用収益対応の原則」に忠実に従っているからである。つまり、ある企業を買収し超過収益力が 20 年に渡って獲得できるのなら、買収コストの一部であるのれん代も 20 年に渡り償却し、超過収益力と買収コストを同一会計年度で対応させるという基本的な話である。固定資産が減価償却を行うのに、のれんが償却を行わないことはおかしいということだ。また、のれんの価値は減少しないという諸外国の見解に対して、わが国は超過収益力が永続することはありえないという立場を採っている。収益力が維持しているのは、自己創設ののれんが発生しているためであり、取得のれんは超過リターンの実現とともに減少するという考え方だ。

3.3.2 IFRSにおけるのれんの非償却

IFRS では、企業結合等において認識されたのれんについて一定の期間にわたって償却することとされていた。しかし、2004 年における IFRS 第 3 号の公表及びこれに関連する基準の見直しに伴い、のれんについて償却を許容又は要求しないアプローチへと改訂されている。このため、現行の IFRS では、のれんの償却は許容又は要求されておらず、のれんについて減損テストを行った上で、必要に応じて、減損損失を認識することとされている。

償却を行わない理由は、(1)償却期間に合理的な根拠がないから、(2)のれん価値は減らず、一般的に将来の経済的便益を提供するから、(3)価値がなくなれば減損処理をすればよいという見解からである。

第4章 財務諸表の役割

企業が公表する財務諸表は、企業の財政状態や経営成績、リスクを適切に表現することにより、企業の利害関係者(ステークホルダー)に対して、意思決定を行ううえで必要かつ有益な情報を提供することである。また、これらの財務諸表は、会計基準に基づいて作成されているものである。IFRS の基準でのれんを償却するのも、日本の会計基準でのれんの償却を行うのも、容認されているもので法的には問題ない利益操作であるものの、どちらの基準でも良いというのは、そこに恣意的な不公平が生じることとなる。また、IFRS はのれんの価値を認めて資産計上、日本の考え方は収益費用対応の原則によって結果的に資産計上と、その考え方のプロセスは異なっているが、結論は同じだ。IFRS は、のれんに将来キャッシュフローの流入を増加させる効果があると期待し、日本ではのれんに将来収益の獲得効果があると期待している。特にのれんが与える影響は一つの備品の償却を行うのとは規模が違う。その影響の大きさを考えれば、いち早く基準を統一すべきで

あると考えられる。

現在の会計基準についての現状を考えると、日本における会計基準は近い将来、国際会計基準を適用させていく流れではある。そうした中で、のれんは償却を行わず、減損のみで処理していくIFRSの方法が採用される可能性は高い。しかし、のれんには資産的担保としての能力がない。また、のれんの評価方法には、統一的な方法はなく適正な価額を確定することは困難である。つまり、社会的・客観的な合意を獲得することが出来る価額を決定するのは難しい。たしかに、当事者が交渉して合意した価額が存在するが、主観的な要素を含んでいる。以上のことから、のれんをいつまでも資産として計上し、必要に応じて減損するというIFRSの処理方法は、評価方法を確立できていない現状では、時期尚早だと私は結論づけたい。そういう意味で、日本の処理方法は妥当だと考える。加えて、のれんの価値というものがないとは考えられない。企業努力によって積み上げられていくのれんは、資産的担保能力や適格な価額を認識できないが、利益を生み出す可能性がある。このことから、のれんを財務諸表上に計上するのではなく、財務諸表の注記として記入し、企業情報として開示するというのも有効な手段といえるのではないかと考える。

おわりに

今回の私の研究ではのれんについて取り扱ったが国際会計基準の適応に関しては様々な議論がなされている。また、のれんの償却の償却を必要だとする意見と償却は必要でないとする意見、双方にそれぞれの主張があり、一概にどちらが正しいと断定するのは困難である。この研究を通して、これからもニュースや新聞記事を鵜呑みにするのではなく、物事に疑問を持つ姿勢を持っていきたいと感じた。

参考文献・HP

- 北地達明・北爪雅彦[2005] 『M&A 入門, 3 版』日本経済新聞社
- 鈴木義行・安井淳一郎・越智多佳子・岡田昌[2011] 『M&A 実務ハンドブック：会計・税務・企業評価と買収契約の進め方, 第 6 版』中央経済社
- 中村聡一[2005] 『企業買収の焦点：M&A が日本を動かす』講談社
- 湊雄二[2012] 『中小企業のための会社の売り方：上手な事業承継・M&A 活用法』日本経済新聞出版社
- 小本恵照・尾関純[2010] 『なるほど図解 M&A のしくみ, 第 4 版』中央経済社
- 分林保弘[2011] 『中小企業のための M&A 徹底活用法』株式会社 PHP 研究所
- 田中弘・向伊知郎・藤田晶子・篠原淳・戸田龍介・田口聡志[2011] 『国際会計基準を学ぶ』税務経理協会
- 石村満彦[2010] 『最新 IFRS「国際会計基準」の基本と実務がよ〜くわかる本：日本でも任意適用が始まった世界基準』秀和システム
- 新日本有限責任監査法人アドバイザリーサービス部[2010] 『図解 IFRS 早わかり』中経出版
- 飯塚隆・前川南加子・有光琢郎[2010] 『ビジュアル IFRS(国際会計基準)の基本』日本経済新聞出版社
- 西川郁生[2000] 『国際会計基準の知識』日経文庫
- 坂本里絵[2012] 『包括利益の情報価値』高知工科大学卒業論文

マールオンライン[<http://www.recofdata.co.jp/mainfo/graph/>]

ダイヤモンドオンライン[<http://diamond.jp/articles/-/19115>]

日本 M&A センター

[<http://www.nihon-ma.co.jp/service/successor/succession.html>]